

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年6月まで

私は、会社を退職した都度、厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への資格の切替えをしており、申立期間についてもA市役所で加入手続きをし、同市役所内の窓口で保険料を納付したので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回に及ぶ国民年金被保険者と厚生年金保険被保険者との切替手続きについて適切に行っていることが確認できる上、申立期間を除く国民年金被保険者期間は、国民年金保険料を全て納付しているなど国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、婚姻に伴いA市からB市に転入しているところ、B市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿（電子データ）により、申立人がA市において被保険者資格を平成2年2月22日に再取得していたものと推認でき、納付意識の高い申立人が被保険者資格を取得していたにもかかわらず、申立期間の保険料を未納のままにしておくことは考え難い。

さらに、A市は、申立期間当時、納付書の発行については加入手続きを行った翌月に納付書を発行していたと思われるとしていること、保険料の納付については同市役所内に金融機関の支店が設置されていたとしていることから、申立人が市役所において保険料を納付したとする主張に不自然さは無く、申立期間は5か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間当時、A区に転入し、申立期間の国民年金保険料は、B金融機関で口座振替により納付していた。

口座振替で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の3か月のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、当時同居していた元妻の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間前後の申立人及び元妻の納付年月日は一致している上、申立期間の元妻の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後を通じて、飲食店を経営しており、生活状況、経済状況に特に変化は無かったとしていることから、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和53年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年9月までを24万円、同年10月を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月21日から同年11月1日まで

私は、社会保険庁（当時）が平成20年6月17日に作成した「ねんきん特別便」では、厚生年金保険の加入期間に漏れが無く、安心していたが、日本年金機構が22年9月2日に作成した「ねんきん定期便」では、A株式会社の加入期間が少なく訂正されていた。

申立期間は間違いなく勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び給与支給計算書から、申立人が昭和53年10月31日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和53年1月21日とされているものの、同原票では、申立期間中の同年10月1日に標準報酬月額の定時決定をしている記録が確認できる。

さらに、申立人が所持している平成20年6月17日に作成された「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」では、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和53年11月1日と記録されるとともに、平成21年9月3日に作成された「ねんきん定期便」においても、申立期間が加入期間とされている一方、22年9月2日に作成された「ねんきん定期便」では、申立期間は未加入期間とされており、オンラ

イン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 53 年 1 月 21 日と記録されていることが確認できることから、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 21 年 9 月 3 日から 22 年 9 月 2 日までの間に訂正されたものと推認できるが、この相違について、日本年金機構に照会したところ、記録を訂正した理由等は不明である旨回答しており、相違が生じた理由について合理的な説明は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 53 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、上記資格喪失処理に係る記録の訂正は有効な記録とは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年 11 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 株式会社が保管している給与支給計算書の厚生年金保険料控除額から、昭和 53 年 1 月から同年 9 月までを 24 万円、同年 10 月を 22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年1月25日に資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月から同年9月までを4万5,000円、同年10月から同年12月までを4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月20日から50年1月25日まで

私は、申立期間に株式会社AのB支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は間違いなく勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が昭和49年2月20日から50年1月25日まで株式会社AのB支店に勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aにおける厚生年金保険の取扱いについて、複数の元同僚が、当該事業所では全員が厚生年金保険に加入していたと回答している上、複数の元同僚の回答から申立期間当時の当該事業所における従業員の人数が27人から35人ぐらいであったと考えられるところ、当該事業所における昭和49年1月から50年1月までの厚生年金保険被保険者数が27人から37人であることから、当該事業所では従業員全員が厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

さらに、株式会社AのB支店に申立人とほぼ同時期に入社した元同僚は、入社と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入している上、申立期間当時

に同支店に勤務していた従業員について、申立人を除いた全員に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから、申立人のみが厚生年金保険に加入しなかったとは考え難い。

加えて、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、整理番号に1つ欠番があり、これについて日本年金機構は、当時の資料が無いため整理番号が欠番となった理由は不明であるとしているが、この欠番の前後における整理番号に係る被保険者は、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致しており、当該事業所では厚生年金保険と雇用保険の資格取得に係る届出を同時に行っていたことがうかがわれることから、欠番となっている整理番号は、前後における整理番号に係る被保険者の記録から、昭和49年2月14日から同年3月1日までの期間に被保険者資格を取得した申立人に付番されるべき番号であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、株式会社Aの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が何らかの事情により欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和49年2月20日に被保険者資格を取得し、50年1月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社した複数の元同僚の記録から、昭和49年2月から同年9月までを4万5,000円、同年10月から同年12月までを4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和54年10月から55年9月までを10万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月21日から58年10月1日まで
株式会社A (現在は、B株式会社) のC支社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、年金事務所の回答では6万円から10万4,000円となっているが、当時の給料は約33万円であったので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社AのC支社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和54年10月から55年9月までは、9万8,000円であることが確認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) では、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は10万4,000円と記載されていることが確認できる。

また、B株式会社が保管する申立人の「給与明細の一覧」から、昭和54年10月の標準報酬月額の定時決定の基になる同年5月から同年7月までの報酬月額の平均に見合う標準報酬月額は10万4,000円であり、被保険者原票の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、事業主から社会保険事務所 (当時) に適切な標準報酬月額の届出が行われたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の昭和54年10月から55年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者原票の記録から10万4,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間の標準報酬月額のうち、昭和48年6月から54年9月ま

での期間及び 55 年 10 月から 58 年 9 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することになる。

当該期間の標準報酬月額のうち、昭和 51 年 4 月から 54 年 9 月までの期間及び 55 年 10 月から 58 年 7 月までの期間については、上記「給与明細の一覧」における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

また、申立人が当該事業所に入社した昭和 48 年 6 月の標準報酬月額については、申立人の雇用保険の加入記録における賃金額及び株式会社 A の C 支社の業務を承継して設立したとする D 株式会社が保管する「被保険者一覧名簿」に記載されている申立人の資格取得時（昭和 48 年 6 月）の標準報酬月額は 6 万円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、昭和 48 年 7 月から 51 年 3 月まで、58 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、B 株式会社及び D 株式会社に、申立人に係る賃金関係の資料等は保存されていないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

加えて、申立期間当時の同僚 12 人に照会したところ、回答があった 10 人のうち 1 人が所持する申立期間のうち 9 か月分の給与明細書によると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる上、ほかの 9 人は当時の給与明細書を所持しておらず、そのうち 5 人は、自分の「ねんきん定期便」における標準報酬月額と当時の給与額はおおむね一致していると回答している。

なお、オンライン記録によると、当該事業所において申立人と同じ昭和 48 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 11 人に係る申立期間の標準報酬月額は、3 万 3,000 円から 17 万円となっており、申立人が主張する 30 万円台の者は見当たらない。

このほか、申立期間の標準報酬月額のうち、昭和 48 年 6 月から 54 年 9 月までの期間及び 55 年 10 月から 58 年 9 月までの期間に係る申立人の被保険者原票の標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年3月まで

私は、申立期間当時、大学在学のため居住していたA町（現在は、B市）で国民年金に加入し、A町から実家に納付書を送ってもらった。

父親が加入していた生命保険の契約貸付金で、平成9年3月頃にまとめて申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、平成9年3月頃、父親が加入していた生命保険の契約貸付金により、月額1万3,000円ぐらいであった申立期間の国民年金保険料を2年間分まとめて納付したとしているところ、申立てに係る生命保険会社が発行した契約貸付金残高証明により確認できる貸付年月日は納付したとする同年3月より半年後の同年10月1日であり、貸付金額は申立期間に係る国民年金保険料額を大幅に下回っていることから、当該契約貸付金により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から61年3月まで

私は、昭和51年10月に国民年金に任意加入して以降、喪失の届出を行った記憶が無いことから、61年3月まで継続して加入し、保険料も納付していたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に国民年金に任意加入して以降、喪失の届出を行ったことは無く、保険料も納付していたはずであると主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿により、任意加入であった国民年金被保険者資格を53年6月28日に喪失していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に任意加入した際に払い出されているところ、第3号被保険者制度の導入（昭和61年4月）に伴い、61年8月頃に別の国民年金手帳記号番号が付された手帳が新たに交付されていることから判断すると、申立期間は、国民年金の被保険者資格を喪失していたものと推認できる上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 10 月から国民年金に加入したが、当初は国民年金保険料を納付していなかった。その後、保険料を納付し始めた 63 年頃に社会保険事務所（当時）から送付されてきた振込用紙で、妻が申立期間の保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付し始めた昭和 63 年頃に妻が申立期間の保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料が初めて納付されたのは同年 5 月 18 日であり、この時点において、申立期間のうち、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、過去に未納分の国民年金保険料を遡りまとめて納付したのは、1 回だけである旨述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料が、同年 12 月 1 日に過年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立人及びその妻は、この過年度納付をもって申立期間に係る保険料を納付したものと認識している可能性がある。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から61年3月まで

私の年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が昭和55年6月28日と記載されているので、国民年金に加入した同年6月から、毎月、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、職権による適用を意味する職との印が押されていること、及び保険料に関する納付記録欄に当該名簿の作成年月日を意味する「61.1.11」の日付が記されていることから、申立人は、昭和61年1月頃にA市の職権適用により国民年金に加入することになったものと考えられる。その際、国民年金被保険者資格取得日は、55年6月28日まで遡及し、「はじめて被保険者となった日」を同年6月28日とする年金手帳が作成されたと推認される。職権適用された時点においては、申立期間のうち、同年6月から58年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、昭和61年2月24日に過年度納付書が作成された記録があり、申立期間の一部の国民年金保険料を納付することは可能であったが、申立人は、過去の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）にも、過年度納付された形跡が見受けられない。

一方、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われているが、これは、申立期間が合算対象期間（年金額には

反映されないが、配偶者が厚生年金保険に加入し、申立人が国民年金に未加入であれば、年金受給要件を判定するための資格期間には算入される期間) になり得る期間であったことから、61年5月30日付けで、申立人の国民年金被保険者資格取得日を「55年6月28日」から「61年4月1日」とする記録の訂正処理が行われたことによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から50年3月まで
私の年金手帳には、昭和46年*月*日に強制で国民年金に加入している記載があるので、同年3月頃に自身で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は同年11月頃に行われ、20歳到達時の46年*月*日に遡って強制被保険者資格を取得したものと推認される。

このため、加入手続が行われたと考えられる昭和50年11月の時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、過年度納付が可能な期間（昭和48年10月から50年3月までの期間）についても、申立人は、保険料を後からまとめて納付したかどうか記憶が定かではないとしており、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、これまでに交付された手帳はオレンジ色の年金手帳だけであると述べているところ、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に交付されていたことが確認できるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私は、20歳に達した当時、父親から勧められたこともあり、国民年金に加入した。加入手続と国民年金保険料の納付を行ったのは、私か父親だと思いがはっきりとは記憶していない。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の保険料に関する納付記録欄には、名簿の作成年月日を意味する「61.5.10」の日付が記されていることから、昭和61年5月頃に申立人の国民年金への加入手続が行われ、20歳到達時の58年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間の一部については、時効により、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入手続が行われたと考えられる昭和61年5月の時点では、申立期間の一部については過年度納付が可能であるところ、申立人は、過去の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立期間の保険料は未納とされていることが確認できるなど、当該期間の保険料が納付された状況がうかがえない。

さらに、申立人は、自身又はその父親が国民年金の加入手続、及び国民年金保険料の納付を行ったと述べているところ、申立人の申立期間当時の記憶が定かではなく、申立人の父親からも高齢のため事情を聴取することができないことから、国民年金への加入手続及び保険料納付の状況が不明

である。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月から60年3月まで
私の国民年金保険料納付記録について年金事務所に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答を得た。
国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、当該被保険者名簿の作成日は昭和60年8月26日と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月頃に払い出されたと推測されることから、申立人の国民年金加入手続は同時期に行われたものと考えられ、当該時点で申立期間の国民年金保険料を納付するためには過年度納付によることとなるが、申立人から聴取しても、遡って納付したことやまとめて納付したことは記憶に無いとしているなど、過年度納付をした事情はうかがえない。

また、申立人に対して、昭和60年8月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から61年7月まで
申立期間の国民年金保険料は、元夫の分と合わせてA市役所とB金融機関で納付していたが、申立期間が国民年金の未加入期間とされている。
申立期間の国民年金保険料を納付したことは事実なので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が初めて国民年金に加入したのは平成11年8月21日であり、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人が加入手続をしたとする昭和46年当時、国民年金に加入した場合には、社会保険事務所（当時）から国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、「元夫の分と合わせて国民年金保険料を納付した。」と述べているが、元夫に係る国民年金の加入記録も見当たらず、申立人及び元夫に係る国民年金の加入記録がいずれも欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から52年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納との回答であった。当時、A市役所の支所に勤務していた親族から納付書を渡され、昭和52年度分の保険料と合わせて約3年分を一括で納付しており、保険料が未納ということは考えられないので、調査の上、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月17日に、申立期間の国民年金保険料を昭和52年度の保険料と合わせて、A市役所の支所の窓口で納付したと主張しているが、申立人の主張する時点では、申立期間のうち、50年1月から同年12月までの保険料は時効のため納付することができない上、51年1月から52年3月までの保険料は過年度納付となり、社会保険事務所（当時）が発行する納付書により、金融機関等で納付することとなる所、申立人は、同市役所の支所以外で保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が一括で納付したと主張している申立期間及び昭和52年度を合わせた保険料の金額は、当該期間の保険料の金額と大きく乖離^{かい}している上、受領証について、「収入印紙が貼られていた。」と述べているなど不自然な点がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料の納付書を持ってきてくれたとする申立人の親族は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで
年金記録を確認したところ、昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料が未納とされていることが分かった。
申立期間については、母が自分の国民年金保険料を納付する時に、一緒に私の保険料も納付してくれた。
申立期間の国民年金保険料を納付したのは事実なので、国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に「61.8.9」との印字が確認でき、この印字についてA市は、「名簿を作成した年月日と考えられる。」としていることから、申立人に係る国民年金の資格取得手続が行われたのは、昭和61年8月頃であったと考えられ、この時点で申立期間の一部の国民年金保険料については時効により納付することができない。

また、申立人の母は、申立人の申立期間における国民年金保険料について、「自分の国民年金保険料と一緒に、自分が納付していた。」と証言しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の母の当該期間に係る国民年金保険料は、現年度納付されていたことが確認できるが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、資格取得手続が行われたと考えられる時期（昭和61年8月頃）において現年度納付できないことから、申立人とその母の国民年金保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 11 日から 61 年 6 月 11 日まで
② 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A事業所で、契約社員として昭和 59 年 8 月 11 日から 61 年 10 月 10 日までの期間勤務したが、同年 6 月 11 日から同年 10 月 11 日までは、厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、申立期間①の加入記録が無い。

また、申立期間②について、B株式会社（現在は、株式会社C）で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶及び元同僚の証言により、当該期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、昭和 61 年 6 月 11 日から同年 10 月 11 日までの期間は、A事業所を統括する株式会社Dにおける厚生年金保険の被保険者とされていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Dは、昭和 61 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所とされており、申立期間①のうち、59 年 8 月 11 日から 61 年 5 月 31 日までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 6 月 1 日に同社で被保険者資格を取得している複数の者は、いずれも同日以前は、関連事業所である株式会社Eにおける厚生年金保険の加入期間とされていることが確認できる一方、申立人と同様に、同年 6 月 11 日に株式会

社Dにおいて被保険者資格を取得している者は、ほぼ全員が同社における資格取得以前において、株式会社Eでの加入記録が見当たらない。

さらに、株式会社Eの後継事業所である株式会社Fに申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入、厚生年金保険料の控除等について照会したが、同社では、「会社合併のため、過去の書類については引き継いでおらず、申立期間の記録を確認できない。」としている上、株式会社Eの健康保険厚生年金被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、株式会社Dの後継事業所であるG株式会社は、「当社では株式会社Dの厚生年金保険に関する資料は無い。」としている上、株式会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和61年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月11日に資格を喪失しており、この記録は、オンライン記録及びH厚生年金基金の記録並びに雇用保険の記録と合致している。

その上、申立人と同時期に入社したとする者が記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期をみると、一致していない者が複数みられることから、申立期間①当時の株式会社E及び株式会社Dでは、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

申立期間②について、申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶及び元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないが、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する申立期間②の一部に係る平成元年の給与所得の源泉徴収票では、雇用保険料のみ控除されていることが確認でき、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Cは、申立人の厚生年金保険の加入に関する資料は確認できず、申立期間②の厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している上、オンライン記録で、株式会社Cの被保険者の記録を確認したが、申立期間②における整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和63年4月及び同年6月から平成元年2月までの期間については国民年金の第3号被保険者期間、昭和63年5月については国民年金の強制加入期間とされている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 18 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②については株式会社B（現在は、株式会社C）に勤務していた。

申立期間①及び②について、国の記録上の厚生年金保険の加入期間が、実際に働いていた期間より短い加入期間になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと述べているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 42 年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 18 日に資格を喪失していることが確認できる上、この記録は、申立人の雇用保険の加入記録と合致している。

また、申立期間①当時の事業主は、当時の関係書類等については保存していないため、申立人の勤務期間及び申立期間①における厚生年金保険の加入状況等については、不明であると回答している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた2人の元同僚を記憶しているが、1人は既に亡くなっており、ほかの1人に当時の申立人の勤務状況等について照会したところ、当該事業所を退職してから39年が経過し、当時の勤務状況などについては、何も分からない旨回答しており、申立人の勤務期間を特定できる証言等は得られなかった。

申立期間②について、申立人は、株式会社Bに継続して勤務していたと述べているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によ

ると、申立人は、昭和 42 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43 年 2 月 11 日に資格を喪失していることが確認できる上、この記録は、申立人の雇用保険の加入記録と合致している。

また、株式会社 C は、当時の関係書類等を保存していないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた 2 人の元同僚を記憶しているが、オンライン記録によると、1 人は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者として氏名が見当たらない上、資格を取得していることが確認できるほかの 1 人に当時の申立人の勤務状況等について照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 37 年 7 月まで
年金記録を確認したところ、昭和 35 年 8 月から 37 年 7 月まで A 株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が見当たらない。
申立期間当時、B 県 C 郡 D 町（現在は、E 市）において、車両の運転手として勤務しており、また、昭和 36 年秋頃から約半年間は、F 県 G 市において、重機の運転手をしていた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に勤務していた複数の者の証言から、期間は特定できないが、申立人が当該事業所の H 作業所（B 県 C 郡 D 町）及び I 作業所（F 県 G 市）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が当該事業所に勤務していたことを知る複数の者は、「申立人は、作業所で採用された作業員であり、A 株式会社の社員ではなかった。」としている。

また、上記複数の者のうち 1 名は、「当該事業所全体の社員は 20 名から 30 名、社員以外は 150 名ぐらいで、社員以外は、工事を受注した後、現場の責任者が現地で採用していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間における当該事業所全体の厚生年金保険被保険者は 30 名前後となっていることから、当該事業所は、必ずしも勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元代表取締役及び元役員の連絡先が不明であることから、当該事業所における申立人の厚生年金保険の

加入状況等が確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。